

全産連発第 151 号
令和 4 年 12 月 9 日

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
課長 松田 尚之 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会



会長 水橋 良一

感染性産業廃棄物処理に係る要望

(新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時における特例等措置等の要望)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症第 7 波では、感染性産業廃棄物の排出量が拡大し、一部地域においては収集運搬及び中間処理とも処理能力がひっ迫しました。

また、当該処理に従事する職員の多数が感染し、あるいは、濃厚接触者となり、事業継続が困難となる例もありました。

廃棄物処理業は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」として、業務の継続を図っていく必要があります。

報道では、新型コロナウイルス感染症第 8 波が始まっているとも言われています。

当連合会は、新型コロナウイルス感染症第 7 波での経験を踏まえ、次の事項の実現を要望いたしますので、ご高配賜りたくお願い申し上げます。

(1) ワクチンの優先接種・抗原検査キットの優先供給

感染性産業廃棄物処理業者をワクチンの優先接種対象としてください。

また、新型コロナウイルス感染症等まん延時には、感染性産業廃棄物処理業者を抗原検査キットの優先供給対象としてください。

(2) 感染性産業廃棄物等の保管上限の拡大等の緩和

令和 2 年 5 月 1 日公布・施行の廃棄物処理法施行規則改正により、新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管については、変更の届出により、保管上限を増やすことができるようになりました。しかしながら、感染性産業廃棄物は当該措置の対象ではありません。

新型コロナウイルス感染症等まん延時には、優良産廃処理業者の感染性産業廃棄物等の保管については、廃棄物処理法に定める処分等に当たっての保管上限数量等の一次的な緩和を特例等で認めていただく措置をお願いします。

(3) 再委託等の迅速化

排出事業者に再委託の必要性と再委託手続をより理解していただくため、国において、自治体から排出事業者への説明への支援をお願いします。

(4) 事前協議の廃止等

環境省から各都道府県・各政令市に対して、一部の自治体で行っている事前協議の廃止等を可及的速やかに実施するよう通知されていますが、新型コロナウイルス感染症第7波においても本事前協議による搬入規制がありました。

地域内処理能力がひっ迫し、他地域に再委託で搬入する場合がありますので、特に新型コロナウイルス感染症等まん延時には、当該事前協議の廃止等を実施するよう、改めて国から各都道府県・政令市に対して指導をお願いします。

(5) 医療関係機関等への周知

新型コロナウイルス感染症第7波においては、感染性廃棄物の梱包のための容器が不足しました。感染性廃棄物処理マニュアル改定内容をもとに、医療関係機関等に容器節約を要請しましたが、本マニュアル改定については医療機関等には十分に周知されておらず、医療機関等によっては、応じていただけない例がありました。

感染性廃棄物処理マニュアル他、各種通知については、国から医療関係団体等を通じてさらなる周知徹底をお願いします。

<参考 説明用チラシの例>

- 一般社団法人東京都産業資源循環協会 医療廃棄物委員会作成チラシ「感染性廃棄物適正処理に関するお願い」
- 一般社団法人千葉県産業資源循環協会作成チラシ「感染性廃棄物の適正処理に関するお願い」

以上

(一社)東京都産業資源循環協会 医療廃棄物委員会

感染性廃棄物適正処理に関するお願い

平素より感染性廃棄物の適正処理にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの蔓延により、医療機関や軽症・無症状者用宿泊療養施設・ワクチン接種会場・入国者一時待機ホテルなどから発生する感染性廃棄物量がコロナ前に比べ2割程度増加し、現在首都圏の処分施設において処理が逼迫している状況です。今後さらに排出量が増加すると、許可された処理能力を超えてしまう可能性があります。

医療機関の皆様におかれましては、感染性廃棄物の適正処理に係る窮状をご理解頂きまして、下記のとおりご協力を頂けますようお願い申し上げます。

記

- 1. 締結中の契約排出予定数量を超える場合には、必ず事前に排出量をご連絡ください。**
処分施設は許可上、一日に処理できる量の上限が決められており、それに伴い処理できる容器個数にも制限が生じます。よって処理予定数量を超える受け入れができない場合もあります。
排出予定数量に大幅な変更が生じる場合には、添付の廃棄物データシート（WDS）をご利用頂き、事前にお知らせください。
- 2. 軽すぎる容器（中身がほとんど入っていない）の改善をお願いします。**
 1. に記した通り処理個数にも制限があることから、①容器へは8割程度を目安に梱包をお願いします。
*容器にガウン1枚程度しか入っていない場合など極端に少量の物がございます。
 - ②分別を徹底するなどして、排出個数の削減をお願いします。
*非感染性廃棄物の混入があります。
梱包容器は処理業者と合意した容器以外は使用しないようお願いします。
- 3. 他の処分施設とのバックアップ契約をお願いします。**
処分施設は許可量の上限を超えての処分ができません。また施設の定期点検や予期せぬトラブルで停止する場合がありますので、必ずバックアップ契約をお願い致します。
*バックアップ契約先については契約締結中の収集運搬業者や処分業者にご相談ください。
- 4. 効率的な収集・運搬にご協力をお願いします。**
排出量の増加が原因で収集運搬も負担が増えています。収集運搬は限られた車両台数とドライバーで計画的なルートを組み回収を行っています。日時の指定、変更、急な収集依頼には対応が難しい場合もありますのでご理解をお願いします。
- 5. 電子マニフェストの利用をお願いします。**
電子マニフェストの使用が法律で義務付けられていない医療機関にあっても事務量の大幅な削減のためにご利用頂けますようご検討をお願いします。
また、年1回の行政報告が必要なくなります。

尚、上記項目はSDGsの観点からも有用ですので、重ねてご協力をお願い申し上げます。

令和3年 9月14日

医療機関（排出事業者）各位

一般社団法人千葉県産業資源循環協会

感染性廃棄物の適正処理に関するお願い

平素より感染性廃棄物の適正処理にご協力頂き誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの蔓延により、医療機関や軽症者・無症状者用宿泊療養施設・ワクチン接種会場・入国者一時待機ホテルなどから発生する感染性廃棄物量がコロナ前に比べ大幅に増加し、首都圏の処分施設において処理が逼迫している状況です。今後さらに排出量が増加すると、許可された処理能力を超えてしまう可能性があります。

医療機関の皆様におかれましては、感染性廃棄物の適正処理に係る現状をご理解頂きまして、下記のとおりご協力を頂けますようお願い申し上げます。

記

- ① 契約排出予定量を超える場合には、必ず事前にご連絡ください。
 - ・収集運搬計画や処理計画の為、ご協力お願いいたします。
- ② 軽すぎる容器（中身がほとんど入っていない）の改善をお願い致します。
 - ・容器に8割程度を目安に梱包をお願いいたします。
- ③ 分別を徹底し排出量の削減をお願い致します。
 - ・非感染性廃棄物との分別を徹底し、排出量の削減にご協力をお願いいたします。
 - ・分別の徹底により排出個数の削減にご協力をお願いいたします。
- ④ 効率的な収集・運搬にご協力をお願いいたします。
 - ・収集運搬車両の限られた台数とドライバーでルート組み回収の為、急な収集依頼が困難な場合もありますので、ご理解をお願いいたします。
- ✓ ⑤ 他の処分場とのバックアップ契約をお願いいたします。
 - ・処分量の増加に伴い、施設の定期点検や予期せぬトラブルで停止する場合がありますので、バックアップ契約体制を推奨いたします。

以上